

雄物川河川環境検討会

— 検討会規約 (改定案) —

(趣旨)

第1条 本会は、「雄物川河川環境検討会」(以下、「検討会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

(目的)

第2条 検討会は、「雄物川上流自然再生計画」の策定及び今後のモニタリングのため、雄物川の多様な河川環境の保全・再生に向けた各種検討事項について様々な観点から指導、助言することを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、専門的知見を有する有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、国土交通省湯沢河川国道事務所が選任する。

(運営)

第4条 検討会は、事務局が会務を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。

2. 事務局もしくは委員が、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

(情報公開)

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局により公表するが、**検討会内容を鑑み都度公開・非公開を検討することができる。**その他、一般傍聴や公開方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要中の貴重種等に係わる情報については非公表とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省湯沢河川国道事務所内に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、事務局が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成26年9月6日から施行する。令和2年1月31日改定。